

中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号) 1
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第四百十三号) 2

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（中小企業者の範囲） 第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p>	<p>2 （略）</p> <p>（中小企業者の範囲） 第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p>

改正案	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第三号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第三号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p>